

◎佐賀県条例第18号

佐賀県東部工業用水道の使用に関する条例及び佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例

(佐賀県東部工業用水道の使用に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県東部工業用水道の使用に関する条例（昭和41年佐賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項に規定する使用料について、月別に次の各号の定めるところにより計算した額を、それぞれ使用者から徴収するものとする。</p> <p>(1) 基本使用料 基本使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量について、1立方メートル当たり26円の割合で計算した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 特定使用料 特定使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量について、1立方メートル当たり26円の割合で計算した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 超過使用料 当該月における超過使用水量について、1立方メートル当たり52円の割合で計算した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額</p> <p>3 工業用水の使用を月の途中で開始し、又は終了した場合における基本使用料及び特定使用料の額は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、基本使用水量又は特定使用水量に、開始に係るものにあつては当該月における開始の日以後の日数を、終了に係るものにあつては当該月における終了の日以前の日数をそれぞれ乗じて得た水量について、1立方メートル当たり26円の割合で計</p>	<p>(使用料)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項に規定する使用料について、月別に次の各号の定めるところにより計算した額を、それぞれ使用者から徴収するものとする。</p> <p>(1) 基本使用料 基本使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量について、1立方メートル当たり26円の割合で計算した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 特定使用料 特定使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量について、1立方メートル当たり26円の割合で計算した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 超過使用料 当該月における超過使用水量について、1立方メートル当たり52円の割合で計算した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額</p> <p>3 工業用水の使用を月の途中で開始し、又は終了した場合における基本使用料及び特定使用料の額は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、基本使用水量又は特定使用水量に、開始に係るものにあつては当該月における開始の日以後の日数を、終了に係るものにあつては当該月における終了の日以前の日数をそれぞれ乗じて得た水量について、1立方メートル当たり26円の割合で計</p>

改正前	改正後
算した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額とする。ただし、使用の開始及び終了がそれぞれ同一月の中途において行われた場合の日数の計算は、当該開始の日から終了の日までとする。	算した額に <u>1.1</u> を乗じて得た額とする。ただし、使用の開始及び終了がそれぞれ同一月の中途において行われた場合の日数の計算は、当該開始の日から終了の日までとする。

(佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例の一部改正)

第2条 佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例（昭和33年佐賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後						
(手数料及び使用料の額)				(手数料及び使用料の額)						
第2条 前条の手数料及び使用料の額は、次の区分により定めた金額の範囲内で別に知事が定める額とする。				第2条 前条の手数料及び使用料の額は、次の区分により定めた金額の範囲内で別に知事が定める額とする。						
	区分	単位	金額		区分	単位	金額			
手数料	1 分析、測定及び評価	1件、1時間又は1成分につき	<u>630円</u> から <u>28,390円</u> まで	手数料	1 分析、測定及び評価	1件、1時間又は1成分につき	<u>640円</u> から <u>28,920円</u> まで			
	2 応用試験	1件につき	<u>4,530円</u> から <u>72,000円</u> まで		使用料	2 応用試験	1件につき	<u>4,620円</u> から <u>74,000円</u> まで		
	3 製品設計	1時間につき	<u>4,260円</u> から <u>4,300円</u> まで			使用料	3 製品設計	1時間につき	<u>4,340円</u> から <u>4,400円</u> まで	
	4 試料調製及び試作加工	1件又は1時間につき	<u>1,780円</u> から <u>8,700円</u> まで				使用料	4 試料調製及び試作加工	1件又は1時間につき	<u>1,820円</u> から <u>8,800円</u> まで
	5 報告書	1枚につき	<u>340円</u> から <u>2,450円</u> まで					5 報告書	1枚につき	<u>350円</u> から <u>2,500円</u> まで
使用料	設備機械等の使用	1件、1時間、1回、	140円から <u>9,320円</u> まで	使用料	設備機械等の使用	1件、1時間、1回、	140円から <u>9,490円</u> まで			

改正前			改正後		
		60キログラム又は1日につき			60キログラム又は1日につき

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請に係る手数料及び使用料について適用し、同日前に行われた申請に係る手数料及び使用料については、なお従前の例による。